

手続きが必要となる事項

入所決定期間中に、下記に該当する場合には手続きをお願いいたします。

項 目	手 続 き 方 法
1. 世帯に変更がある場合	祖父母との同居、ひとり親家庭の解消等世帯に変更がある場合には、子育て応援課へご連絡ください。その場合で保育に欠ける理由に該当しなくなった場合には、退所届の提出をお願いいたします。
2. 父又は母の就労が終了、又は変更した場合	就労が終了した場合で、次の就労先が決定している場合には、再度就労証明書を提出してください。就労先の就労時間、就労日数等に変更があった場合も同様です。就労の予定がない場合には、保育に欠ける理由に該当しなくなりますので、退所届の提出をお願いいたします。
3. 祖父母の就労が終了した場合	同居（自営業含む）の祖父母の就労が終了した場合で、次の就労先が決定している場合には、再度就労証明書を提出してください。就労先の就労時間、就労日数等に変更があった場合も同様です。就労の予定がない場合には、保育に欠ける理由に該当しなくなりますので、退所届の提出をお願いいたします。
4. 出産後母親の状況が回復した場合	出産時の保育は緊急的（入院・常時臥床・安静必要・ほぼ毎日通院）なもの、または産前産後各8週間以内に限られていますので、母親の状況が保育可能となった場合には、保育に欠ける理由に該当しなくなりますので、退所届の提出をお願いいたします。
5. 病気が回復した場合	退院した場合、常時臥床から回復され保育可能となった場合には、保育に欠ける理由に該当しなくなりますので、退所届の提出をお願いいたします。
6. 介護・看護が終了した場合	家族の退院、介護・看護が終了し保育可能となった場合には、保育に欠ける理由に該当しなくなりますので、退所届の提出をお願いいたします。
7. 災害復旧が終了した場合	災害の復旧作業が終了し保育可能となった場合には、保育に欠ける理由に該当しなくなりますので、退所届の提出をお願いいたします。
8. 就学が終了した場合	就労を目的とした就学が終了し保育可能となった場合には、保育に欠ける理由に該当しなくなりますので、退所届の提出をお願いいたします。
9. 求職活動が終了した場合	父または母、同居の祖父母が求職中のため、入所を決定している児童においては、求職活動が終了し保育可能となった場合には、保育に欠ける理由に該当しなくなりますので、退所届の提出をお願いいたします。
10. 弟妹の状況	入所児童の3歳以上の弟妹が幼稚園の午後保育を利用しない場合には、家庭での保育が可能とみなし、保育に欠ける理由に該当しなくなりますので、退所届の提出をお願いいたします。（3歳未満児を自宅保育している場合には、保育に欠ける理由に該当しません。ただし、弟妹に障害・病気があり、入院や通院が頻回となっている場合にはご相談ください。）

※1 退所届や就労証明書の様式については、ホームページのほか子育て応援課にもございますので、提出が必要な際にはお越しいただくか、ご連絡をいただきますようお願いいたします。

※2 就労先や世帯の状況の変更等、書類の提出をする際には「学童保育所入所に伴う児童申告書」という様式の提出も必要となりますので、子育て応援課へお越しくください。

その他、保育所や学童保育所に関するお問い合わせは、子育て応援課までお願いします。